

# 浄化槽設置費補助制度のご案内

下水道が整備されていない地域では、し尿は汲み取り式で処理されていますが、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）はそのまま川に流されたり、地下浸透されたりし、河川の汚濁・環境汚染あるいは悪臭の原因となる場合があります。

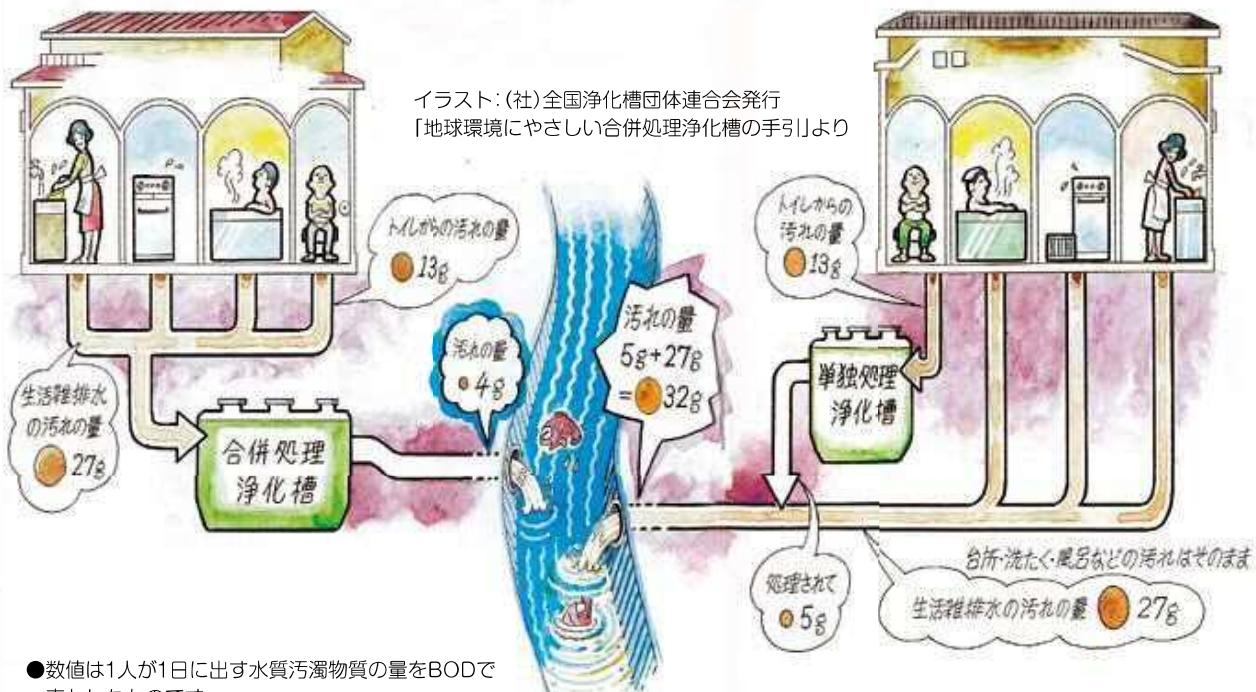
浄化槽は、し尿と生活雑排水を下水道と同じように衛生的に処理することができ、生活環境の改善や河川等の汚濁を防止することができます。

苫小牧市では、浄化槽の設置を希望する方で一定の条件を満たす方を対象に、予算の範囲内で補助金を交付します。

※補助制度と併用して、無利子貸付制度を利用することができます。

詳しくは、「苫小牧市浄化槽設置整備事業資金貸付制度のご案内」（別紙）をご覧ください。

合併処理浄化槽を設置した場合は、  
単独処理浄化槽を設置した場合に比べ、  
川などに放流される汚れの量が8分の1になります。



## 補助の対象

- 設置場所が苫小牧市の市街化調整区域であり、下水道認可区域以外の地域であること。
- 専用住宅もしくは延床面積の1/2以上居住部分を有する併用住宅であること。
- 管理者が個人であること。
- 市民であって、自ら所有し、かつ居住する住宅であること。ただし、住宅を借りている者で所有者の承諾を得ている場合は、この限りではない。
- 賃貸又は売却が目的でないこと。
- 净化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。
- 道市民税および固定資産税を滞納していないこと。
- 設置に係る工事は苫小牧市指定の浄化槽設置工事業者に依頼すること。
- 苫小牧市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づく登録浄化槽であること。
- 補助事業の指定する期間内に浄化槽を設置すること。

## 補助金額について

- 補助金の交付を受けられる浄化槽は、5人槽、7人槽、10人槽の3種類です。
- 浄化槽の大きさ(人槽)別に、下記金額を補助します。

人 槽	5 人 槽	7 人 槽	10 人 槽
補 助 金 額	900,000円	1,100,000円	1,500,000円

## 浄化槽の大きさについて

浄化槽の大きさは、5人槽の場合で長さが約2.5m、幅が約1.5m程度で、設置には乗用車1台分ほどのスペースが必要です。

設置する浄化槽のタイプは…

- ・ 5人槽 ～ 住宅が130m<sup>2</sup>(39.3坪)以下の方
- ・ 7人槽 ～ 住宅が130m<sup>2</sup>(39.3坪)を超える方
- ・ 10人槽 ～ 浴槽及び台所がそれぞれ2箇所以上設置している方(2世帯住宅など)

※建築物の使用状況により類似する住宅の使用水量、その他の資料から上記の人槽が明らかに実情に沿わないと考えられる場合には、当該資料を基にしてこの算定人員を増減することができます。

## 貸付金制度について

浄化槽を使用するためには、浄化槽設置工事のほかに以下の工事が必要になります。

- ① 排水設備工事 生活雑排水を受ける器具から浄化槽の流入口までの工事
- ② 水洗化工事 トイレの便器据付及び壁・床などの工事
- ③ 放流設備工事 浄化槽の放流口から放流先までの工事

自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難な方は、補助金制度と併用して貸付金制度をご利用いただけます。(貸付限度額60万円・最長60ヶ月均等月賦償還・無利子)

※詳しくは「苫小牧市浄化槽設置整備事業資金貸付制度のご案内」(別紙)をご覧ください。

# 補助金の交付手順

◎各種申請書類は市役所ホームページからダウンロードしていただくか、清掃事業課にて配布いたします。

申請者



市役所



申請者



## 「補助金交付申込書」を提出して予約

※補助金交付申込書(予約)の提出先のみ、市役所8階の環境生活課となります。  
それ以外の書類の提出はすべて沼ノ端清掃事務所2階の清掃事業課となります。

## 「予約受付票」の発行

※その場で発行いたします。

予約受付票を受けてから、浄化槽設置届出書を提出し、  
浄化槽法第5条第4項の通知を受けたのち、下記の手順となります。

## 「補助金交付申請書」の提出

◎申請書には以下の書類を添付してください。

- ①浄化槽設置整備事業補助金交付申込書(予約受付票)
- ②浄化槽設置届出書の写し又は建築確認書の写し
- ③設置場所の位置図及び平面図(排水設備・放流設備・水洗化含む)
- ④借家又は借地の場合は、賃貸人の承諾書
- ⑤施工業者が瑕疵担保責任を負うことを明確にした工事請負契約書の写し
- ⑥浄化槽設置工事費見積内訳書(様式第2号)
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会の行う要領に基づいた登録証の写し
- ⑧社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
- ⑨登録浄化槽管理票(C票)
- ⑩道市民税、固定資産税等を完納していることを証する書類(納税証明書等)
- ※その他、別途書類を要する場合がございます。

市役所



申請者

## 審査後、「補助金交付決定通知書」にて通知

※審査により交付が適当でないと判断された場合、「補助金不交付通知書」により通知いたします。  
※交付決定後、変更や中止する場合は速やかにご相談ください。

交付決定後、60日以内に設置工事を完了させてください。

## 設置工事完了後、30日以内または3月31日の いずれか早い日までに、「工事完了報告書」を提出

◎以下の書類を添付してください。

- ①浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法定検査依頼書(国庫補助事業用浄化槽検査依頼書による)
- ③施工状況確認書(様式第8号)
- ④施工中の写真(補助金交付要綱ア～オの写真)
- ⑤浄化槽設置工事費実績内訳書(様式第9号)
- ⑥浄化槽の使用開始報告書
- ⑦新築の場合は確認申請検査済証の写し
- ※その他、別途書類を要する場合がございます。

市役所



工事完了報告書の審査・現地確認

補助金の交付額を確定し、交付額確定通知書にてお知らせします。

申請者



## 「補助金請求書」を提出

※振込先が申請者以外の口座の場合は、委任状を添付してください。

市役所



## 補助金の交付

※交付はご指定の金融機関にお振込みいたします。

申請者

# 浄化槽設置費補助を受ける工事は 苫小牧市の工事指定業者に依頼してください。

※下記指定業者以外に工事を依頼した場合、補助の対象にはなりませんので、ご注意ください。

業者名	住所	電話番号
(株)成友設備	苫小牧市柳町1丁目5番3号	55-6311
東成設備(株)	苫小牧市汐見町1丁目2番21号	36-7788
榎建設(株)	苫小牧市字糸井143番地の7	74-2511
(株)日栄工業	苫小牧市字沼ノ端258番地の131	55-5303
(株)三共水道設備	苫小牧市美原町3丁目6番4号	67-3818
(株)進興工業	苫小牧市字錦岡70番地の13	67-2377
イサム設備工業(有)	苫小牧市川沿町4丁目10番12号	74-7029

## 浄化槽の設置後は適正な維持管理を行うことが法律で義務付けられています。

保守点検…浄化槽の機能を維持するために4ヶ月に1回以上行う必要があります。

　　浄化槽保守点検業者に依頼して行ってください。

清掃…浄化槽には水に溶けにくい固形物や汚泥が溜まってきます。

　　放っておくと浄化槽の機能が低下し、悪臭や水質悪化の原因となります。

　　そのため、汚泥の引抜き等の清掃作業を年に1回以上行う必要があります。

　　苫小牧市の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者に依頼して行ってください。

法定検査…浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が確保されているかを確認します。

　　「保守点検」「清掃」とは別に第三者である指定検査機関による検査を受けなければなりません。

※ 浄化槽法第7条検査：使用開始後3ヶ月以降8ヶ月以内  
　　浄化槽法第11条検査：2年目以降、毎年1回

**注意：法定検査の受検を行わなかった場合、交付した補助金を返還していただくことがございます。**

## ○お申込について・お問合せ先○

申請前に必ず補助金交付申込書にて予約受付を行ってください。ご予約は先着順に受付いたします。  
補助件数には限りがございます。

年間予算額に達した場合は、受付を締め切りますのでご了承ください。

### 【4月1日より受付開始】

※平日のみの受付となります。  
9時00分～17時00分

【予約受付場所】 苫小牧市役所 8階 環境生活課  
苫小牧市旭町4丁目5番6号

### 【予約以外の書類の提出・お問合せ先】

苫小牧市 環境衛生部 ゼロごみ推進室 清掃事業課  
〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地25  
電話／55-4077(直通) FAX／55-3929  
e-mail: seiso-jigyo@city.tomakomai.hokkaido.jp  
ホームページ : <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/gomi/jokaso/>

